

公調委平成24年（セ）第1号

刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求める裁定

#### 1 申請人ら

被申請人は、申請人A有限会社に対し、金779万5757円及びこれに対する平成16年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

被申請人は、申請人aに対し、金1000万円及びこれに対する平成16年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### 2 被申請人

主文同旨

### 第2 事案の概要

本件は、被申請人のユンボを用いた作業から発生した振動・騒音により、申請人A有限会社がガソリンスタンド等の施設に被害を受け、申請人aが精神的被害を受けたとして、それぞれ、被申請人に対し、損害賠償を求める事案である。

### 第3 前提となる事実（当事者間に争いがない事実，文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

#### 1 当事者

##### （1）申請人ら

ア 申請人A有限会社（以下「申請会社」という。）は、石油製品及び油脂製品の販売等を業とする有限会社である。肩書住所地にてガソリンスタン

ドの経営、テント・シートの施工販売等を行っている（甲14，甲19）。  
イ 申請人 a（以下「申請人 a」という。）は、申請会社の取締役である（甲14）。

## （2）被申請人

被申請人は、石油製品及び石油化学製品全般の販売に関する事業等を業とする株式会社である。

## 2 被申請人の作業

被申請人は、平成14年12月末から平成15年12月末までの約1年間、ユンボを用いた作業を申請会社敷地に隣接する被申請人の工場敷地内で行っていた（以下「本件作業」という。）。

## 3 申請会社の施設等

申請会社が使用する施設には、鉄骨造店舗事務所、木造倉庫、洗車機及び防火塀（壁）等（以下「本件施設」という。）がある。

鉄骨造店舗事務所は昭和46年9月21日に建築確認がなされている。木造倉庫は昭和36年に建築されている。各建物はいずれも未登記である。

本件施設と被申請人の工場及び本件作業場所との位置関係は別紙図面1のとおりである。鉄骨造店舗事務所、木造倉庫、洗車機及び防火塀（壁）それぞれの位置関係は別紙図面2のとおりである。本件施設の東側には、大型トラック等の交通量が非常に多い幹線道路である片道2車線の国道一号線が存在する（甲7，甲19，甲20，乙2，申請会社代表者兼申請人本人 a 尋問の結果（以下証拠として引用する場合は「申請人 a 本人尋問の結果」という。），平成24年10月2日実施の事実調査の結果）。

## 4 振動・騒音の法的規制

被申請人の工場の所在地は、都市計画法上の工業地域に指定されており、被申請人の工場の振動・騒音に関する昼間の規制基準はいずれも70dBである（別紙1参照）。

#### 第4 本件の争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、① 本件作業内容とその振動・騒音（以下「本件振動等」という。）の程度（争点1）、② 本件振動等により本件施設の毀損の被害が発生したか（争点2）、③ 本件振動等により申請人 a の精神的被害が発生したか（争点3）、④ 本件振動等が受忍限度を超えていたか（争点4）、⑤ 損害の額（争点5）、⑥ 消滅時効が成立するか（争点6）、である。

##### 1 争点1（本件作業の内容と本件振動等の程度）について

###### 【申請人らの主張】

(1) 被申請人は、ユンボを使用して鉄製のパレット内にある産業廃棄物を「ガツーン、ガツーン」と大きな音を立てて破碎、粉碎していた。このような音がする度に本件施設が揺れ、まさに大地震のような振動があった。

(2) 申請人 a は、当時、本件振動等の苦情で対応した被申請人の担当者から、産業廃棄物主に炭化珪素を破碎、粉碎して練り混ぜているという説明を受けていた。仮に本件作業が練り混ぜる行為であったとしても、振動や騒音があったこと、その程度に変わりはない。

ユンボによる作業において、ショベルを下げるときは、ショベルがガツーンと鉄製のパレットに当たる衝撃音があり、また、ショベルをその状態から持ち上げると鉄製のパレットまで持ち上がり、これが落ちて再度ガツーンという強い衝撃音があった。鉄製の重いパレットを1 m以上の高さから落とせば、相当の振動や騒音が発生すると考えられる。実際、被申請人がリフトを使った作業でも同様に鉄製パレットをガツーンと落とすようなことは頻繁にあった。

###### 【被申請人の認否及び反論】

(1) 被申請人がユンボを使用して作業を行っていたことは認めるが、その余は否認する。

(2) 本件作業は、顧客より引き取ったフレキシブルコンテナに梱包された炭化

珪素・イオン交換樹脂等の粉体物と泥状物を鉄製パレットに入れ、ユンボで混練りするというものであった。被申請人が作業に使用していたユンボは、超低騒音型ミニユンボシリーズの小型ユンボ（PC30R）であった。したがって、申請人らが主張するように「産業廃棄物を破砕し、ガツーン、ガツーンと音を立て」て「酷い振動」が発生するにはほど遠い作業であった。刈谷市による測定結果によれば、本件振動等はいずれも規制基準を下回っていた。

また、上記混練り作業は週に1日から3日ほど行っており、その一工程は1時間くらいで、1日のうち午前と午後に各2回ずつ行うものにすぎなかった。

## 2 争点2（本件振動等により本件施設の毀損の被害が発生したか）

### 【申請会社の主張】

(1) 本件作業は約1年間ほぼ毎日続き、これにより本件施設が大地震のように揺れ、次の被害が発生した。被害箇所は別紙図面2の矢印で示した①ないし⑱である。

ア 木造倉庫の基礎土間部分に大きなひびが入り、基礎土間全体が沈下し、壁の崩落等が発生した（別紙図面2の⑫ないし⑮）。

イ 鉄骨造店舗事務所と木造倉庫との間にあるトタン屋根が割れ、雨漏りするようになった。防火塀（壁）、擁壁、店舗事務所外壁及び内壁等にクラック（ひび割れ）が入った（別紙図面2の①、②、④、⑤、⑦ないし⑩、⑬ないし⑱）。

ウ 本件作業場所に向かって本件施設の敷地地面が沈下し傾いた。

エ 本件作業場所に一番近くの洗車機横の防火塀（壁）に関しては、壁と壁の継ぎ目がずれて数cmの段差ができた（別紙図面⑥）。

オ 本件作業場所の東側にある本件施設の敷地の擁壁は、地盤沈下により横にふくらんでしまった（別紙図面2の③）。

(2) 被申請人は、平成21年10月26日に、消防車が10台以上来るような大規模な爆発事故を起こした。その時の爆発による振動により申請会社も衝撃を受け、本件振動等によりひびが入っていた木造倉庫の壁の一部が落ちてきた。上記爆発事故で起きた損害を被申請人が賠償するという事で被申請人工場長が謝罪に来た際、申請人aが本件作業による振動の賠償も求めたところ、被申請人工場長は対応しませんでしたと言っていた。

その後、被申請人の指定する工事業者である株式会社Bが賠償の見積りのために申請会社まで来たので、申請人aが本件作業による上記(1)の被害状況を説明したところ、株式会社Bは見積書を作成して被申請人に提出した。

#### 【被申請人の認否及び反論】

(1) 申請会社の主張の(1)は否認する。申請会社の主張(2)のうち被申請人が爆発事故を起こしたこと、被申請人工場長が爆発事故の謝罪とこの事故により発生した損害の補償の話をしたこと、後記(3)の範囲で申請会社に損害が生じたこと、株式会社Bが見積書を作成したことは認めるが、その余は否認する。

(2) 本件施設はいずれも古く、築造後かなりの年数が経過していることが確認されている。防火塀には鉄筋が入っておらず、コンクリートブロックをつなぎ合わせただけであった。したがって、本件施設の経年劣化とその施工方法、構造、材質等により、以前からひび割れ等が発生していたものである。

そのひび割れ等も申請会社に面する国道一号線の通行車両による永年にわたる振動が原因といえる。通行車両による振動・騒音は、本件振動等よりも大きく、70dBを超えているものと思われる。

(3) 申請人らの主張する爆発事故は、筒型のタンクが上に抜ける形での爆発であって、爆発による振動は縦方向であった。爆発事故による被害は、タンク及び配管等の破片が飛散したことによる建物毀損の被害であって、振動による被害は発生していない。申請会社との間では、平成23年4月7日、爆発

事故を起こしたC株式会社の損害保険により、一切の損害賠償金として、壁修理、ガラス破損修理費用7万9243円及び地下タンク漏洩調査費用26万2500円の合計34万1743円を支払い、解決済みである。なお、申請人aには損害は発生していない。

株式会社Bが作成した見積書は、申請人aの強い要求により、株式会社Bは上記爆発事故とは関係ない箇所についてもその補修工事費用を見積もらされたものである。

### 3 争点3（本件振動等により申請人aの精神的被害が発生したか）

#### 【申請人aの主張】

- (1) 申請人aは、平成15年から平成16年当時、愛知県□□□に住み、日曜日以外は午前7時30分から午後9時ころまで、申請会社のガソリンスタンドでの給油作業、顧客の自動車のオイル交換や整備作業のほか、事務作業等をスタッフの力を借りながらこなしていた。
- (2) 申請人aは、申請会社での工作中や客が来るのを待機していたときに本件振動等を感じたり、聞いたりした。また、仮眠をとったり泊まり込みで仕事をしたりすることもあり、早朝に本件振動等で起こされることも頻繁にあった。

申請人aは、このような酷い振動・騒音によりノイローゼになってしまうかと思った。通院まではしなかったが、精神科医に診てもらっても良かったかもしれない程に精神的にも酷い状況に置かれていた。

#### 【被申請人の認否】

否認ないし争う。

### 4 争点4（本件振動等が受忍限度を超えていたか）について

#### 【申請人aの主張】

本件振動等は受忍限度を超えていた。

- (1) 被申請人は、過去十何年も前から、リフトを動かす音や、その他工場の操

- 業により発生した振動・騒音等で、申請人らや近隣住民らを苦しめてきた。
- (2) 本件振動等による申請人らの各被害の程度は、上記争点2の【申請会社の主張】の(1)及び上記争点3の【申請人aの主張】の(2)のとおり重大である。
- (3) 申請人aは、被申請人に直接苦情を伝えたが、被申請人の本件作業は一向に改善されなかった。

申請人aは、平成15年当時毎月、多いときは一週間の間に何度も電話にて刈谷市役所に苦情を申し立てたが、その後も全く改善されなかった。さらに愛知県西三河事務所の環境課の職員に状況を説明したところ、その後約1か月してようやく作業場所を移動し、申請人らが被害を受けることはなくなった。

#### 【被申請人の主張】

受忍限度を超える旨の主張は争う。

実際に生じた騒音は騒音規制法の規制値内である。また、申請人aからの苦情を受けて、被申請人は振動・騒音の低減に努めるように、現場作業従事者らに対する教育と啓発を実施した。

#### 5 争点5（損害の額）について

##### 【申請人らの主張】

- (1) 申請会社は、本件施設の被害回復のために修繕費として813万7500円を要するが、うち34万1743円を平成21年10月26日の被申請人の工場で発生した爆発事故に基づく修繕費として受け取ったことから、残額は779万5757円である。また、申請人aの精神的被害を慰謝するには1000万円が相当である。
- (2) よって、申請会社は、被申請人に対し、損害賠償金として、金779万5757円及びこれに対する平成16年1月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を、申請人aは、被申請人に対し、損

害賠償金として、金1000万円及びこれに対する平成16年1月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求める。

**【被申請人の認否】**

申請人らの主張は否認ないし争う。

6 争点6（消滅時効が成立するか）について

**【被申請人の主張】**

申請人らは、本件振動等により被害を受けたと主張するが、申請人らは、「加害者」が被申請人であること及び本件振動等により発生した「損害」を知っている。

被申請人の本件作業が終了した平成15年12月31日の翌日である平成16年1月1日から起算して、平成18年12月31日には消滅時効が完成している。

よって、被申請人は、平成24年4月11日ころ到達した答弁書をもって、申請人らに対し、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

**【申請人らの主張】**

被申請人の主張は争う。

過去の裁判例によれば、「加害行為と損害との因果関係について争いがあるときは、その結論が行政庁などによって公的に示された時から時効期間が進行するものと解するを相当とする。」とあり、これによれば、消滅時効は完成していない。

第5 裁定委員会の判断

1 認定事実

上記前提となる事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 申請会社の沿革等

ア 昭和30年ころ、申請会社の前身となるD株式会社が申請人aの祖父bにより設立された。そのころ、既にbが経営するE有限会社も存在していた。

鉄骨造店舗事務所は、昭和46年9月21日に建築確認がなされており、確認通知書には、建築主住所氏名が「刈谷市〇〇〇 E有限会社石油部 代表取締役b」と記載されている。なお、木造倉庫は、既に昭和36年には建築されていた。(甲7, 甲19, 申請人a本人尋問の結果)。

イ 申請会社は、平成5年7月8日に申請人aの父cにより設立され、申請会社の取締役には、cと申請人aの母であるdが就任し、cが代表取締役となった。申請会社の監査役にはbが就任した。

申請会社は、D株式会社の事業を承継し、以後、肩書住所地でガソリンスタンド等を営業している。

申請会社の当初の商号は有限会社Fといい、平成16年1月28日に商号を有限会社Gに変更し、平成23年11月24日に現商号に変更した(甲14, 甲19, 申請人a本人尋問の結果)。

## (2) 本件作業時の状況等

ア 申請人aは、昭和63年ころから、ガソリンスタンドの手伝いを始めており、平成5年2月1日から、別紙図面1記載のc宅を住所として定めた。

申請人aは、平成13年3月10日、愛知県日進市に転居した。

bは、同年12月29日、死亡し、申請人aの兄であるeが、平成14年4月1日、申請会社の監査役に就任した(甲14, 17, 申請人a本人尋問の結果)。

イ 被申請人は、平成14年末ころから、本件作業を始めた。

申請人aは、平成15年1月16日、刈谷市役所に対し、本件作業による振動・騒音がひどいと苦情を申し立てた。

刈谷市役所職員2名が、同日午後2時ころ、本件作業場所を確認した。

刈谷市役所の記録（甲４）には「東工場東側で炭化珪素・イオン交換樹脂等粉末に水を添加して混練りする作業をユンボを使用して行なっており、その際、騒音、振動が発生する。騒音については60～65dB（昼間基準70dB）。振動も昼間基準（70dB）は下回っていると思われる。また、作業場所も近く西へ・・・移動させる予定であり、その為の工事も進めている。以上の内容をa氏（申請人aのこと）に電話にて説明し、了承を得る。」と記載されている。

ウ cは、平成15年6月14日、死亡した。申請人aは、同月24日、申請会社の取締役となり、代表取締役に就任した。本件施設の敷地についてはいずれもc名義であったが、dに対する相続を原因とする所有権移転登記がされている（甲14、甲15）。

エ 申請人aは、平成15年8月25日、刈谷市役所に対し、本件作業による振動で迷惑していると苦情を申し立てた。

刈谷市役所職員は、被申請人部長に対し、苦情があったことを伝え、重機による産業廃棄物の処理を移動させる予定について確認し、同部長から、南西に半分以上移動させた旨を聞いた。そして、刈谷市役所職員は、同年9月2日午前10時30分ころ、申請人aに対し、聴取した状況説明をし、了承してもらった（甲4）。

オ 申請人aは、平成15年10月2日、刈谷市役所に対し、本件作業による振動がひどいと苦情を申し立てた。

刈谷市役所職員は、同日午後4時ころ、被申請人部長と話したところ、同部長は、作業場所を移動させる計画はあるが、遅れていると回答した。刈谷市役所職員は、被申請人部長に対し、早急に期限を決めるように依頼し、申請人aに対し、状況を説明した（甲4）。

カ 被申請人は、平成15年末まで本件作業を続けたが、平成16年になって作業場所を移動させ、被申請人営業本部長らは、同年1月5日、刈谷市

役所に対し、その旨を報告した。

刈谷市役所職員らは、同月14日、作業場所が移動されていることを確認し、申請人aに対し、その旨を説明した。

申請会社の取締役dと監査役eは、同月28日に辞任し、以後の申請会社役員は申請人aのみとなった（甲4、甲14）。

キ 申請人aは、平成16年2月5日、被申請人による悪臭とフォークリフトの音について苦情を申し立てた。刈谷市役所職員は、同日、被申請人工場長に対し、フォークリフト作業音に注意し、住宅側ではできるだけ作業しないよう依頼したところ、同工場長は、これを了承した（甲4）。

### （3）本件申請に至る経緯等

ア 平成17年5月18日から平成21年10月14日までの間、被申請人の工場による悪臭苦情が近隣住民らから91件ほど刈谷市役所に寄せられ、そのうち70件について立入りが行われたが、臭気が確認できなかつたり、臭気が確認できて原因が不明だつたりすることが少なくなかつた（甲5）。

イ 被申請人は、平成21年10月26日、廃油タンク4基が爆発炎上する事故を起こした。この原因は、被申請人が廃油タンクの配管工事を依頼したC株式会社において、配管工事を行う際にアーク溶接機を使用したことによるものであつた（甲5）。

ウ 申請人らは、平成21年3月24日、愛知県公害審査会に対し、本件裁定申請と同趣旨の調停の申立てをした。

エ 被申請人は、上記爆発事故による損害を賠償するため、株式会社Bに対し、見積書の作成を依頼した。平成21年12月3日付け見積書（甲1）には、鉄骨造店舗事務所と木造倉庫の修繕費用、地下タンク漏洩検査費用等合計740万円（税抜き）が計上されている。しかし、C株式会社の加入していた損害保険会社が作成した損害明細（甲2）によれば、ガラス取

替費用，地下タンク漏洩調査費用，現場管理費，諸経費の合計 34 万 1 7 4 3 円しか上記爆発事故による損害と認められなかった。

そして，申請会社と C 株式会社は，平成 23 年 4 月 7 日，上記爆発事故の損害について 34 万 1 7 4 3 円を支払うことで示談が成立した（乙 3）。

オ 上記ウの調停は成立しなかったが，被申請人は，被申請人の敷地内に，本件施設の敷地との境界に沿って長さ 60 m，高さ 3 m のスチール鋼板の塀を築造した（乙 4 の 1 ないし 13）。

カ 申請人らは，平成 24 年 2 月 1 日，本件裁定申請を行った。

#### （4）本件施設の状況等

ア 木造倉庫の基礎土間部分にはひびが入っている。木造倉庫の壁は崩落し，横方向に走るひびなどがある（別紙図面 2 の⑫ないし⑮，甲 3 の 19・20，平成 24 年 10 月 2 日実施の事実調査の結果（以下「現地調査の結果」という。））。

イ 防火塀（壁），擁壁，鉄骨造店舗事務所の外壁，内壁及び床面等には縦方向や横方向に走るひびなどがある（別紙図面 2 の①，②，⑤，⑧ないし⑪，⑯ないし⑲，甲 3 の 4・9・14 ないし 16・22・23，現地調査の結果）。

ウ 洗車機横の防火塀（壁）には縦方向や横方向に走るひびがある（別紙図面 2 の⑥⑦，甲 3 の 10・11，現地調査の結果）。

エ 本件施設南側の防火塀（壁）には縦方向に走る大きなひびや段差がある（別紙図面 2 の④，甲 3 の 7，現地調査の結果）

オ 本件施設南西側の擁壁には数 cm の段差ができています（別紙図面 2 の③，甲 3 の 2・3，現地調査の結果）。

カ 鉄骨造店舗事務所，木造倉庫等に関する課税明細書（甲 20）によれば，「相続人代表，納税管理人が指定されている場合の所有者」欄には「b」，「氏名（名称）」欄には「相続人代表 e」と記載されている。

## 2 争点1（本件作業内容と本件振動等の程度）

### （1）本件作業内容について

ア 市役所の記録（甲4）の記載内容，証拠（乙1）及び審問の全趣旨によれば，被申請人は，平成15年当時，炭化珪素・イオン交換樹脂等の粉末を鉄製パレットに入れ，これに水を添加した上，超低騒音型ミニユンボシリーズの小型ユンボ（PC30R）を使用して混練りする作業を行っていたものと認められる。

イ これに対し，申請人らは，ユンボで産業廃棄物を破砕する作業を行う際にガツーン，ガツーンという音がした，ショベルが下がる時は，ショベルがガツーンと鉄製のパレットに当たる衝撃音があったと主張する。

しかし，本件作業で取り扱っている物質が固形物ではなく，粉末であるから，本件作業において破砕する工程があったとは考えにくい。申請人らは，被申請人側が破砕粉砕している旨を述べたことを根拠として産業廃棄物を破砕粉砕していたと主張しているにすぎず，申請会社代表者兼申請人本人としての尋問（以下「本人尋問」という。）においても，本件作業で取り扱った物質の形状について具体的に現認していた旨の供述がされておらず，申請人aが破砕している作業を視認したかは疑問である。

そうすると，混練りする作業においても，ショベルが鉄製パレットに接触する可能性は否定できないものの，ショベルの上下方向の運動により炭化珪素や鉄製パレットが打撃されていたという事実を認めることはできず，申請人らの主張は採用できない。

ウ また，申請人らは，ショベルを持ち上げた際に鉄製のパレットまで持ち上がり，これが落ちて再度ガツーンという強い衝撃音があったと主張している。

しかし，混練りする作業において，その対象である炭化珪素等の粘度の影響によりユンボのショベルが鉄製パレットを持ち上げることを裏付ける

客観的な証拠はない。

さらに、申請人 a は、本人尋問の際にはパレットの落下について「破碎して、そうすると、それに引っ張られて、パレットなどが持ち上がったたりするんですね。それで、またそうすると、持ち上がってポトンと落として、落ちる音もあって、その落ちる音もまたすごくて、またその、それをガツンとやるときの音もすごい音でしたね。」「こうやってコンテナというかパレットが、ポトンと落ちて、それがまた引き上がって、ポトンと落ちてっていう、そういうすごい振動のする音が、音をする作業をされてたんです。」などと述べているものの、ガツーンという衝撃音がしたとの供述をしていないばかりか、すごい音などと具体性を欠いた供述をしているにすぎない。

その上、申請人 a の主張供述は、本件作業によって生じた音について、ガツンやドーンという表現をも用いており、同一の作業から生じた音としては一貫性を欠くものになっている。

そうすると、申請人 a の供述は、本件作業を体験した者の供述としては具体性や一貫性を欠くあいまいなものといえるから、採用できない。他にこれを認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、申請人らの主張は採用できない。

## (2) 本件振動等の程度について

市役所の記録（甲 4）の記載内容、特に「騒音については 60～65 dB」「振動も昼間基準（70 dB）は下回っていると思われる。」と騒音と振動の記載が書き分けられている上、公害苦情処理の現場においては騒音測定を行い、その結果に基づき指導等を行うのが通常であることにも照らすと、刈谷市職員による平成 15 年 1 月 16 日実施の騒音測定結果は 60 dB から 65 dB の範囲内であり、同日の刈谷市職員の体感では振動も 70 dB を下回っていると感じたものと認定できる。これを覆すに足りる証拠はなく、申請人 a の供

述は採用できない。

また、刈谷市職員が測定した騒音の程度はファミリーレストランの店内の騒音程度のものであり、体感した振動の程度は鉄道車両座席上の振動に及ばないものであったところ（別紙1）、申請人a以外の者が刈谷市役所に対して本件振動等の苦情を申し立てた事情がうかがわれないことも考慮すれば、本件作業の継続中少なくともこれを大きく超えるような振動・騒音が発生していたとは認められず、これに反する証拠はない。

### 3 争点2（本件振動等により本件施設の毀損の被害が発生したか）について

#### （1）本件施設の毀損の原因

ア 申請会社は、木造倉庫の基礎土間部分に大きなひびが入り、基礎土間全体が沈下し、壁の崩落等が発生した旨主張する（別紙図面2の⑫ないし⑮）。

しかし、現地調査の結果によれば、基礎土間全体が沈下したとは認められない上、上記1の認定事実、現地調査の結果及び審問の全趣旨によれば、木造倉庫は、昭和36年建築で、その建築材料、施工方法、構造等から既に建築自体に問題があった可能性が高く、その上本件作業が行われた平成15年当時既に建築後42年を経過しており、床板がはがれるなど木造倉庫全体の損傷が著しいことが認められることから、申請会社の主張する木造倉庫の毀損が経年劣化による損傷である可能性も否定できない。

また、上記2の本件作業の内容・本件振動等の程度にかんがみれば、基礎土間部分のひびや壁の崩落等が本件作業によるものとは考えられない。

イ 申請会社は、鉄骨造店舗事務所と木造倉庫との間にあるトタン屋根が割れ、雨漏りするようになった旨、また、防火塀（壁）、擁壁、店舗事務所外壁及び内壁等にクラック（ひび割れ）が入った旨主張する（別紙図面2の①、②、④、⑤、⑦ないし⑪、⑯ないし⑲）。

しかし、雨漏りについては上記アで検討したように建築自体の問題や経

年劣化による損傷の可能性は否定できない。そして、証拠（甲1，甲7，現地調査の結果）によれば，鉄骨造店舗事務所の外壁はモルタル塗りであること，防火塀（壁）や擁壁はコンクリート造であることが認められるところ，これらは材料の性質上，乾燥収縮によるひび割れが起りやすく，そのほか施工上の問題や使用条件など様々な原因によりひび割れが生じ得るのであるから，申請会社の主張する鉄骨造店舗事務所の外壁，防火塀（壁），擁壁の毀損が材料の性質や施工上の問題による損傷である可能性は否定できない。

また，上記2の本件作業の内容・本件振動等の程度にかんがみれば，いずれも被申請人の本件作業によるものとは考えにくい。

ウ 申請会社は，本件作業場所に向かって本件施設の敷地地面が沈下し傾いた旨主張する。

しかし，現地調査の結果によっては本件作業場所に向かって本件施設の敷地地面が沈下したことが認められず，他にこれを認めるに足りる証拠はない。

また，上記2の本件作業の内容・本件振動の程度にかんがみれば，本件作業により本件施設の敷地地面が沈下するとは考えられない。

エ 申請会社は，本件作業場所の一番近くの洗車機横の防火塀（壁）に，壁と壁の継ぎ目がずれて数cmの段差ができた旨主張する（別紙図面2の⑥）。

しかし，上記2の本件作業の内容・本件振動の程度にかんがみれば，これが被申請人の本件作業によるものとは考えられない。

オ 申請会社は，本件作業場所の東側にある本件施設の敷地の擁壁が地盤沈下により横に膨らんだ旨主張する（別紙図面2の③）。

しかし，現地調査の結果によっては当該擁壁の膨らみが地盤沈下によるものとは認められず，他にこれを認めるに足りる証拠はない。なお，被申請人の本件作業により地盤沈下が生じたことによりかかる膨らみが発生し

たとすれば、本件作業場所により近い木造倉庫等において地盤沈下による一層大きな被害が生じるはずであるが、かかる被害を認めるに足りる証拠はない。

カ これに対し、申請人 a は、本件作業により本件施設の毀損が発生したなどと供述する（甲 19）。しかし、申請人 a は、本人尋問の際には、本件作業の行われた平成 15 年中に発見したのは別紙図面 2 の⑩及び⑪であると供述するにとどまり、別紙図面 2 の⑩及び⑪以外の箇所についての発見時期は、本件施設の管理責任者としての立場にあるにもかかわらず、具体的に供述しておらず、発見時期を特定していない。仮に申請人らが本件作業により損害を被ったというのであれば、遅くとも本件施設の管理責任者である申請人 a が本件作業が終了後速やかに本件施設の毀損を精査し、被申請人に対してその被害を訴えるのが通常である。そのような行動対応を全くしていない申請人 a の供述は採用することができない。

さらに、申請人らは平成 15 年以前に本件施設にひび割れ等が存在しないことを示す証拠として写真（甲 10 の 1・2）を提出するが、撮影時期及び撮影対象は一部に限られる上に、遠距離からの撮影であってひび割れの前後の状況を比較対照し難く、平成 15 年以前の本件施設の状況が明らかとはならないから、本件作業により本件施設の毀損が発生したことを認めることはできない。他にこれを認めるに足りる証拠はない。

キ 以上によれば、本件作業が原因となって本件施設の毀損が発生したとは認められない。

## （2）本件施設の所有権の帰属

なお、申請会社は、本件施設を所有している、又は実質的に所有している、などと主張しているので、念のため、本件施設の所有権の帰属について検討する。

ア 申請人らは、鉄骨造店舗事務所、木造倉庫の所有関係が明らかとなる証

拠を提出するよう当裁定委員会から再三求められたにもかかわらず、建築確認通知書（甲7）、課税明細書（甲20）を提出するにすぎない。そして、申請人らの提出する建築確認通知書（甲7）、課税明細書（甲20）については、その記載内容からすれば、申請会社が本件施設の所有権を有していることを示すものとはいえ、釈明に対しても主張証拠を整理提出することをしていないから、本件施設の所有関係に関する申請人aの供述はあいまいで不明確であり、到底採用できない。他にこれを認めるに足りる証拠はなく、申請会社の主張は採用できない。また、実質的な所有権なるものも不明確な概念であるから認めることはできない。

イ 以上によれば、申請会社が本件施設を所有しているとは認められず、権利侵害の事実は認められない。なお、申請会社は本件施設を所有していないとしても、同族会社の実態に鑑み、本件施設を貸主から無償で使用収益する使用貸借関係にあることが一応考えられる。しかし、かかる借主の目的物に対する使用収益権能は、貸主に対して請求しうる債権としてのみ機能する弱い権利でしかなく、被申請人に対して権利侵害を主張しうる性質のものではない。

### （3）まとめ

よって、本件施設の毀損の被害が本件振動等に起因するとは認められない。

## 4 争点3（本件振動等により申請人aの精神的被害が発生したか）について

（1）申請人aは本件振動等により本件施設は大地震のように揺れ、こんな酷い振動・騒音が毎日のように続くとノイローゼになってしまうのではないかと思っただけであったと主張し、申請人aは、本人尋問の際には、上記主張の「大地震」の程度は震度4か5ぐらいであると供述する。

しかし、震度4か5ぐらいの振動が連日のように続くのであれば、ガソリン等の危険物を取り扱う申請会社の営業継続が困難とも考えられるが、かかる事実を認めるに足りる証拠はない。

また、申請会社の東側には、大型トラック等の交通量が非常に多い幹線道路である片道2車線の国道一号線が存在するのに対し（上記第3の3）、本件作業の騒音は、ファミリーレストランの店内の騒音程度（別紙1）を大きく超えるものではない（上記2（2））。

さらに、申請人aは、本人尋問の際には、本件振動等が常軌を逸した状況にあったと供述する一方、精神科医に診断してもらってはいないこと及び家族にもノイローゼに関する相談はしていないことを供述しているほか、ノイローゼになってしまったと感じた時期について本件作業開始よりも前であると本件作業との因果関係を自ら否定するような供述をし、さらに平成15年当時の申請人aの自覚症状についても具体性を欠く供述に終始している。

これらの事情を総合すれば、申請人aは、本件振動等により慰謝料請求権の発生を肯認するほどの精神的被害を被ったとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

（2）以上によれば、申請人aには慰謝料請求権の発生を肯認するほどの精神的被害があったとは認められない。

## 第6 結論

以上のとおりであるから、その余の争点を判断するまでもなく、申請人らの本件裁定申請は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成25年5月28日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 森 宏

裁定委員 柴 山 秀 雄

裁定委員 富 樫 茂 子

(別紙省略)